「新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会」 第9回検討会 **資料3-2(再考)**

平成 29年5月17日

鵜殿ヨシ原の篳篥用ヨシに関するモニタリングワーキンググループ規約(案)

(名 称)

第1条 本ワーキンググループは、「鵜殿ヨシ原の篳篥用ヨシに関するモニタリングワーキンググループ」(以下、「WG」という。)と称する。

(目 的)

第2条 WGは「新名神高速道路 鵜殿ヨシ原環境保全に関する検討会(以下、「検討会」という)」 規約の第4条7に基づき、雅楽で使用される良質なヨシ生育環境の保全と新名神高速道 路事業の両立を図るために、篳篥用ヨシの採取状況、生育状況及び生育環境状況のモニタリング結果に基づく対応について指導、助言することを目的とする。

(構 成)

- 第3条 WGは、WG委員及びWGオブザーバー(以下「WG構成員」という。)をもって構成し、その定義は以下のとおりとする。
 - 1) WG委員 ・・・ WGの目的を遂行するための専門的知見を有し、検討内容について審議 (指導、助言)を行う者
 - 2) WGオブザーバー · · · 審議に際し、有益な情報、意見を有する者
 - 2. WG構成員に変更が生じた場合の新たなWG構成員については、WGの事務局またはWG 委員から提案し、検討会の了承を得たうえで決定するものとする。
 - 3. WGの事務局は、WGの開催にあたってWG構成員を招集する。
 - 4. WGの事務局は、篳篥用ヨシの採取や使用等に関する検討内容について指導助言を得ることを目的に、WG構成員の了承によりWG構成員以外の専門的知見を有する者のWGへの参加等を求めることができる。
 - 5. WGは、WG委員総数の過半数をもって成立するものとする。なお、WG委員の代理出席は認めないものとする。

(情報公開)

第4条 WGは非公開とする。なお、モニタリング結果については、WG 構成員が了承した内容について公表する。

(事務局)

第5条 WGの事務局は、西日本高速道路株式会社関西支社 新名神大阪東事務所に置く。

(その他)

- 第6条 この規約に定めるもののほか、WGの運営に必要な事項は、WGにおいて定めるものとする。
 - 2. この規約改正については、WGにおいて定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成29年 5月17日から施行する。

鵜殿ヨシ原の篳篥用ヨシに関するモニタリングワーキンググループ構成員名簿(案)

役職	氏 名	所 属 等	専門等
WG委員	赤澤 宏樹	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 環境計画部門 准教授	自然科学
WG委員	こやま ひろみち 小山 弘道	鵜殿ヨシ原研究所 所長	鵜殿保全
WG委員	にしがき まこと 西垣 誠	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 特任教授	地下水
WG委員	^{ぬのたに} ともお 布谷 知夫	三重県総合博物館 特別顧問	植物学
WG委員	服部 保	兵庫県立 南但馬自然学校 校長	保全生態学
WGオブザーバー	中瀬 勲	兵庫県立 人と自然の博物館 館長	自然科学
WGオブザーバー	国土交通省	近畿地方整備局 淀川河川事務所	
WG事務局	西日本高速道	道路株式会社 関西支社 新名神大阪東事務所 	

(敬称略、委員は五十音順)